時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第三千六百三十五號
明治廿六年四月廿一日 金曜日
舊暦癸巳三月六日 (戊子)
日 出午前五時二分 入午後六時十八分
月 出午前八時二十三分 入午後十一時五十八分
滿潮 午前八時二十三分 午後八時四十六分
(西暦一千八百九十三年)

●體育運動の奬勵●

◎時事新報賞牌

日本社會一般の有樣を見るに智德の修養に就ては人々注意する所あり隨て奬勵の方法も少なからざれども體育の一點に於ては頗る欠くる所あるが如し時事新報は玆に見る所あり體育運動奬勵の目的を以て運動優勝賞牌を製し凡そ官公私の企に論なく又その種類の如何に拘はらず運動遊戲の催しにして體育上に有效と認むるものには其優勝者に對して特に之を寄贈し以て運動奬勵の一助とす今や春暖漸く催して水陸運動の好時節世間運動會の催し是より盛ならんとす由て豫め玆に廣告す

二十六年四月　時事新報社

時事新報

再び新聞紙上の廣告に就て

新聞紙上の廣告は有らゆる廣告手段の中にて最も效能の著しきにも拘はらず我國の商賣人が兎角に之を利用することを憚るの情あるは甚だ謂れなきことにして詰る所營利に迂濶なるの譏を免かる可らずとの次第は前號に詳述せしが元來新聞廣告の利益は啻に商賣人が品物を賣弘るの場合にのみ限らず凡そ人間社會に之を用ひて便利なる事柄は枚擧に遑あらざる其中に我輩が特に世人の注意を促す所のものは少壯者の流が生業の地位を詮索するとき及び會社商店若しくは私の家族等にて人を雇入れんとするの場合に當り互に其求る所を新聞紙上に廣告せんには双方の爲めに大に利益あらんとの一事なり今廣く世の中を見渡すに生活の爲めに職業を求る者は何れも仕事の口なきに苦しみ苟も糊口の路さへ得らるれば如何なる辛苦勞働も辭する所にあらずとて只管生業にあり付かんことを望みつゝある其一方に於て既に社會に身を立てゝ人を使役するの地位に在る者は皆異口同音に世間に用ふ可き人物なきを歎じ常に手を盡して有爲の人を雇入れんことに汲々たるは何故ぞや畢竟するに世間に仕事なきに非ず又人の乏しきに非ず唯人物と仕事と相會するの機を得ざるが故に双方ともに不足を感ずるのみ新聞紙上の廣告は即ち此二者をして互に他の所在を知らしむるものにして喩へば媒妁人が曾て相見たることなき男女を引合はして結婚せしむるものに異ならず左れば西洋諸國にては地位を求る者も雇人を求る者も皆新聞紙の廣告に依て其望を達するの常にして彼の地にて發行する新聞紙は大槪皆此の類の廣告者の爲めに特別の欄を設け置く程の次第なり米國紐育市のウォールド新聞は世界中にて最も廣告多き新聞紙なるが昨年中同新聞に掲げたる雇人に關する廣告の件數は四十三萬七千餘に達したりと云ふ即ち日々の件數凡そ千二百の割合なり亦以て米國人が新聞廣告を利用するの狀況を窺ひ知るに足る可し我國舊來の習慣に據れば都て雇人に關する事は所謂慶庵なるものありて之を周旋するの例なれども慶庵の周旋はその區域甚だ狹くして迚も文明繁多の世の中に用を爲す可きものに非ず日々幾萬人の眼に觸るゝ新聞紙の廣告は恰も一時に幾百の慶庵に依賴するに等しければ慶庵の業は其働不活潑にして遂に廢止するに至る可きは勢に於て明白なる所なり且又從前の慣行に慶庵に掛る者は皆下等の婢僕に限るの例にして中等以上の人にて才學ある者などは下女下男と伍を爲して慶庵の店頭を窺ふ可きにあらず左りとて他に良法の在るにもあらざれば唯知人に依賴して何分の周旋を懇請する位のことに過ぎず實に迂遠の沙汰にこそあれ今日と爲りては此種の人も漸く新聞廣告を利用するは時勢相應の謀なる可し或は一片の廣告に據て直に人を雇入るゝは聊か不安心なりとの說もあらんかなれども是れは餘計の心配なり廣告に應じて人の來ることあるも必ずしも其人を採用するの約束あるに非ず若しも不安心の廉あらんには委しく本人の身元を取調べ或は保證人を要求するも差支はある可らず安心不安心の點に於ては慶庵の周旋も新聞紙上の廣告も正しく同樣のことなれば世間上流の士人にても苟も立身の道を求るの意あらば從前の如く習慣の奴隸たるを止め自から進んで新聞紙の效力を利用せんこと我輩の呉々も勸告する所なり

官報

○內務省令第七號

出版及版權ニ關スル願屆手續等左ノ通リ之ヲ定ム

明治二十六年四月二十日　內務大臣伯爵井上馨

第一條 凡願屆書ニ署名スル者ハ各住所ヲ詳記シ實印ヲ捺シ內務大臣宛ニテ差出ス可シ

第二條 出版法第七條第八條ニ依リ文書圖畫ノ末尾ニ記載スル文字ハ總テ楷書タルヘシ

第三條 他人ノ書畫ヲ臨寫シ若クハ摹寫シ又ハ他人ノ詩文歌ヲ謄寫シテ出版スル者ハ其紙面中ニ臨寫若クハ摹寫者誰又ハ書者誰ト記載スヘシ

第四條 出版法第十條第一項但書ニ依リ許可ヲ得タル雜誌ハ製本中見易キ場所ニ於テ(何年月日內務省許可)ト記載スヘシ但明治二十年(十二月)勅令第七十六號出版條例第九條但書ニ依リ許可ヲ得タルモノ亦同シ

第五條 版權法第十一條第二項ニ依リ版權登錄願ノ手續ヲ省略セント欲スル者ハ豫メ大約一ケ年內出版ノ分陸續取束テ版權登錄ヲ願出ルコトヲ得

第六條 外國ノ圖書ヲ翻譯シテ出版スル者ハ原書ノ題名著者ノ氏名出版ノ地名及年號ヲ原字ヲ以テ記メ屆書ニ添付ス可シ

第七條 出版屆ハ第一書式再(三)版屆ハ第二書式版權登錄願ハ第三書式雜誌版權登錄願ハ第四書式寫眞版權登錄願ハ第五書式版權登錄證再度下付願ハ第六書式ニ依ル可シ

第八條 出版法及版權法ニ於テ他人ノ許諾ヲ得ヘキモノニシテ其許諾ヲ得テ出版屆出又ハ版權登錄願出ルトキハ其旨ヲ屆書又ハ願書ニ記スヘシ

非賣ノ文書圖畫ヲ出版スル者ハ其屆書並製本中ニ非賣品ト記スヘシ

第九條 專ラ學術技藝統計廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ニシテ出版法第二條但書ニ從ヒ同法ニ依ラント欲スル者ハ第七書式同法第十條第一項ノ但書ニ依リ屆出ノ手續ヲ省略セント欲スル者ハ第八書式ニ依ル可シ

第十條 版權登錄願ヲ許可スルトキハ第九書式寫眞版權登錄願ヲ許可スルトキハ第十書式ノ證書ヲ下付ス可シ但毀損紛失等ニ依リ再度下付スル證書ハ第十一書式ニ依ル

第十一條 此省令ハ出版法版權法施行ノ日ヨリ之ヲ施行シ明治二十一年(十二月)內務省令第一號明治二十三年(三月)同省令第一號明治二十五年(三月)同省令第三號ハ同日ヨリ之ヲ廢ス

(以下書式略ス)

雜報

○紡績女工の狀態

紡績事業は近來次第に盛況に趣き各地の紡績會社にては增資增錘の計畫を爲し晝夜二十四時間打通しに機械を運轉する程なるに就てはこれに從事せる女工の境遇は如何ならんかとて此程鐘淵紡績會社の實況を見たる人の話を聞くに何樣三萬五百餘錘を備へて一晝夜に二萬二三千斤の紡績絲を製出する程なれば其仕掛の宏大なるは勿論雇傭の職工も其數二千百餘人に達し女工の數凡そ三千七百名に及べり而して

●業務● の順序は最初解綿機に於て男工綿の解叙を爲し次に調合室に於て各種の產綿を適宜混合して之を排塵機に送る之を掌るは稍年長の女工とす次に打綿機に於て綿を扁平に打延ばす之を守る者は男工なりこれより梳綿機と云へるにて其打綿の纖維を梳別し其梳別の六線は合して一となり又其合したる線六條合して一となり間紡機粗紡機等に於て屢々其線二本を一にす次は即ち精紡機にて以前の一本は亦一本となりて之を過ぐれども形狀は變化して始めて紡績絲となるなり粗紡機精紡機は大抵妙齡の婦女子に依て守られ次に其紡績絲は總枠に懸けらるゝなり此總枠に於ては十四五才の年少女子を多しとし中には十才位の者もあるは仕事の易きが爲めなるべし總て機械は粗大なる棉花より精好なる細絲を製する迄殆んど一切の働きを爲すものにて女工の爲す所は重に唯其機械の運轉に注意し絲の切るゝが如き場合に之を結付くるものとす故に實際手腕の働作は烈しとも見えずして先づ其勞苦と思はるゝものは工場に在つて常に立てることゝ及び常に注意を怠らず機械の運轉に目を配ることゝに在るが如し又粗紡機以前に於ては綿塵の立つこと多く職工は口邊に手拭を卷付けて不充分ながら之を避けんと爲せり

●時間● 執業の時間は每日十二時間に達し其內食事の爲めに四十分を與へ退出の支度に十五分を猶豫することなれば差引十一時五分間は工場に於て機械の運轉に注意せざるべからず而して近年來機關は晝夜打通しに運轉するものなるを以て職工の一半は夜業を執り其夜業と晝業とは一週間每に順次交代するものとす此晝夜兼業は全國各紡績會社の實行せる所にして時間は十二時以上に亘るも少からずと云ふ同社にても職工の休業するもの多き場合には臨時に手當を給して三四時間を增さしむることあるよし

●賃錢● は貧女の職業丈に至極低し昨年下半季の例を以てするに日給女工八百人の內八錢の者最も多くして二百人に達し次は十錢にて其數百五人、次は七錢にて八十人、次は九錢にて七十七人なり最も高きは十九錢なれども其數一名に止まる次は十七錢にて其數十一人あり最も低きは四錢にて其數十五人あり四錢五錢の少給なるは前記十才位の小女が母姉に伴はれて來る類の者あるが故なり寄宿女工には食料一食二錢宛即ち一ケ月一圓八十錢を要するが故に右の如く四五錢の賃錢は以て食料を償ふに足らざれども是等は特に食物を給し且つ月三十錢の手當を與ふる由又一ケ月の皆勤者へ賞與金二十錢宛を與ふ而して職工の熟練を積むに至れば賃職となり多少の所得を加ふ故に日給者の賃錢平均は一人十錢餘にして賃職者は十三錢餘とす其賃職女工の數八百五十餘名なり斯く一方に奬勵の法あれば又他方に懲罰の途あり即ち遲出早退は五分間を限り三十分間迄の遲刻は入場せしむるも其日の日給二割を削る其他器具破損等に對して日給一二三日分を減ずるの制あり無教育の者を御する方便として缺くべからざるものなりと云ふ

●食料● 女工の食
一箇月分の切
一人一食の量は
噌漬、奈良漬の
大の工女には食
と云へども是等は
て殘飯の量も
●病人● 二千餘名
絕えず會社は特
診察せしむ診察
額に出り月賦に
以內の病氣なら
寄宿舍の體裁宜
に取りては物品
ては自家に居る
の坐食者流が之
して新聞紙上な
の父兄に心配を
來る人每に驚き
員は物語れり

●貯金● に定例貯
金二圓以上三圓
增すものとす此
の場合に限り引
隨意に任せ一割
の春より始めた
八百四十餘圓に
より少きは十錢
多なるは五十七
る女工が大嬰
を出したる者な

●壓制● 紡績會社
の移動を防ぐ爲
の會社にて雇入
規約には加はら
云へるが斯る約
くべきものにし
廢止說多く多分

○愛蘭自治

財政　合同會
(千八百十六年
歲入とを合同
ンド オヴ ザ
衆王國合同資
業の源なり)
第十條 (第一
後合衆王國の歲
及び合同資金を
(第二)海關稅、
立法府は愛蘭の
課せらる可し然
の稅をも課し得
(第三)此法案に
る租稅并に其徵
愛蘭法令に由て
集又は處分し愛
場合を除く
(い)海關稅は
處分せられて
(ろ)國產稅に